

令和3年度
(2021年度)

健康福祉部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

新型コロナウイルス感染症への対策を最優先に、枚方市の未来を創造する健康福祉施策の検討及び実践に努めます。

- ①新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、ワクチン接種の実施体制を構築し、円滑な接種を実施する。
- ②健康寿命の延伸を目指すため、市民の健康づくりや介護予防等の取り組みを進める。
- ③市民生活の安全・安心の確保を図るため、救急医療体制を再構築します。
- ④全世代にわたる市民の健康と福祉の増進を図ります。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図り、感染症の発症や重症化を予防するためには新型コロナウイルスワクチン接種は、重要な対策の柱となります。

ワクチン接種を希望する市民に、安全・安心に接種していただけるよう実施体制を構築し、市内の医療機関での個別接種や公共施設等を会場とする集団接種、高齢者施設等での接種を実施します。

また、円滑にワクチンを接種していただけるよう、コールセンターによる電話・FAX受付のほか、インターネット・LINEを活用した予約システムを導入するなど利便性を高めるとともに、広報ひらかたやホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、接種に関する情報を市民にわかりやすく発信します。

今後、複数のワクチンが承認された場合でも、国、大阪府、医療機関等と情報共有を行うとともに連携を図りながら対応していきます。

実 績	<ol style="list-style-type: none">① 新型コロナワクチンの初回接種（1・2回目接種）を実施。 <1回目:18,144回(接種率82.8%)、2回目:314,593回(接種率81.8%)>② 新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）を実施。 <3回目:164,909回(接種率45.8%)>③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付件数 <2,058件（海外用1,894件、国内用164件）>
説 明	<ol style="list-style-type: none">① 初回接種（1・2回目接種）として、令和3年4月15日から高齢者施設の入所者を対象とした接種を開始し、令和3年5月17日からは65歳以上の高齢者に対し、市公共施設等での集団接種や医療機関での個別接種を開始しました。 以降は、国からのワクチン供給量や予約状況を踏まえながら接種対象者の年齢拡大を実施し、令和3年9月からは12歳以上の全対象者への接種を開始するとともに、市独自の取り組みとして、保育士・教員等への優先接種や妊婦に対する接種予約の前倒し、外出困難な人への訪問接種を実施しました。その結果、令和3年11月中に、12歳以上の接種対象者の接種率が8割に達しました。

	<p>② ワクチン接種の有効性等は時間経過とともに低下することから、令和3年12月1日からは18歳以上の2回目接種完了者に対する追加接種（3回目接種）を開始しました。当初、2回目接種日から原則8カ月以上としていた接種間隔については、オミクロン株の急速な感染拡大等を踏まえた国の方針に基づき、接種間隔の前倒しを順次実施し、令和4年5月31日からは接種間隔を5カ月経過後に短縮して接種を進めています。</p> <p>③ 接種の事実を公的に証明する新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を令和3年7月26日から、市民室の証明発行コーナーにおいて、海外渡航の予定がある方を対象に海外用の予防接種証明書の交付を開始しました。令和3年12月20日からは、予防接種証明書のデジタル化に合わせて、主に日本国内での利用を想定した国内用の接種証明書の交付が開始され、新型コロナワクチン接種対策室で交付を行いました。</p>
--	--

具体的な取り組み：高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくために、「特定健診」や「医療レセプト」「介護保険」等の情報が集約されている国保データベース（KDB）システムを活用し、被保険者一人ひとりの状態の把握を行い、低栄養の防止や生活習慣病の重症化予防、健康状態が不明な高齢者に対する個別的な支援を行います。また、あわせて通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や健康教育、健康相談を実施するなど、生活習慣病等の重症化を予防する取り組みである保健事業と、生活機能の低下を防止する取り組みである介護予防事業の双方を一体的に実施します。

実績	<p>13ある日常生活圏域のうち1つの圏域にて事業を実施。</p> <p>① 健康状態不明者に対するハイリスクアプローチを実施。＜訪問者数：56名＞</p> <p>② 口腔機能低下者に対するハイリスクアプローチを実施。＜訪問者数：17名＞</p> <p>③ ポピュレーションアプローチを実施。＜参加者数：18名＞</p>
説明	<p>① 国保データベース（KDB）システムを活用して、「特定健診」の情報がない等の健康状態不明者を対象としてアンケートを実施するとともに、保健師が訪問を実施しました。フレイル予防や生活習慣病等の予防に関する情報提供や健康相談等を実施し、継続的な関わりが必要な人に対しては、地域包括支援センターにつなげるなど支援に努めました。</p> <p>② 国保データベース（KDB）システムを活用して、歯科の「医療レセプト」がなく、かつ要介護3以上の認定を受けていて肺炎の既往がある人等の口腔機能低下者を対象に、担当介護支援専門員を通じてアンケートを実施するとともに、歯科医師及び保健師が訪問を実施しました。口腔ケアに関する助言を実施し、治療が必要と判断した方には受診勧奨を行うなど、口腔機能の低下及び重篤化の予防に努めました。</p>

	<p>③ 地域包括支援センターとともに国保データベース (KDB) システムのデータも活用して、地域課題及び健康課題の整理を行い、フレイル予防や生活習慣病予防に関する健康講座 (1クール4回、うち開始時と最終時の2回で体力測定) を実施しました。健康講座では医療専門職による講義と測定結果等を用いた健康相談を行い、住民自らがフレイル予防や生活習慣病予防に取り組めるよう支援するとともに、フレイルリスクのある者や糖尿病等の生活習慣病リスクのある者の早期把握に努めました。</p> <p>13すべての日常生活圏域での事業展開に向けて、令和3年度は1つの圏域で実施し、課題を整理するとともに、実施手法の検討に取り組みました。令和4年度以降は市内全域で実施することで、生活習慣病等の重症化を予防する取り組みである保健事業と、生活機能の低下を防止する取り組みである介護予防事業の双方を一体的に実施します。</p>
--	---

具体的な取り組み：成果連動型民間委託契約方式 (PFS) の活用検討

健康づくり分野における取り組みが更に効率的かつ効果的に進めていけるよう、民間事業者のノウハウ等を積極的に活用し、市民サービスの向上に加え、エビデンスに基づく政策立案 (EBPM) の推進、費用対効果の更なる向上を図ることが求められています。そのため、成果連動型民間委託契約方式 (PFS) を推進している内閣府より、全国での実施状況や効率的、効果的な事業手法などの情報を積極的に得ることを通して、PFSの早期実現に向け体制を構築していきます。

<p>実績</p>	<p>① 内閣府の「地域公共団体による成果連動型民間委託契約方式 (PFS) に係る案件形成支援」の選定を受け、新たな介護予防事業を構築。</p> <p>② 介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会を開催。</p>
<p>説明</p>	<p>① 成果連動型民間委託契約方式による介護予防事業を実施するにあたり、約1年間内閣府の「地域公共団体による成果連動型民間委託契約方式 (PFS) に係る事業案件形成支援」を受けて、ロジックモデル、エビデンスに基づく評価指標の設定、支払い上限額等の事業内容 (案) 等についてデータ分析等の検討を行うなど準備に努めました。</p> <p>② 運営事業者を選定するために、学識経験者や専門的知識を有する者で構成した「介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会」を設置し、評価指標や事業内容及び選考基準等に関する意見聴取を行いました。</p> <p>令和4年度はPFSを活用した介護予防事業「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」の運営事業者の公募を行い、7月から事業を開始していく予定です。今まで本市で実施してきた運動系の自主グループの活動支援体制に加え、PFS事業による運動系以外の自主グループの活動支援体制の構築を目指し、一人でも多くの高齢者の役割や生きがいの獲得につなげ、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の拡充に努めます。</p>

具体的な取り組み：ひらかたポイントを活用した取り組み・高齢者のICT利用の促進

がん検診の受診率向上や妊婦に対する行政支援の早期開始のために、ひらかたポイントを活用し、市民の健康増進を図ります。

また、通信事業者と連携協定を締結して高齢者に対するスマホ教室を実施し、サポート体制を構築するなど、ひらかたポイントを活用した「高齢者のICT利用促進事業」を実施することで、市内在住の高齢者が「新しい生活様式」を実践できるよう、スマートフォンの利用促進に取り組みます。

令和3年度は、ひらかたポイントの事業委託が最終年度となっており、国のデジタル化推進等を踏まえ、来年度以降のひらかたポイント事業の新たな方向性を確立します。

<p>実績</p>	<p>① ひらかたポイント制度のアプリ化を実施し、妊婦支援として母子健康手帳取得時にポイントを付与することや、がん検診などの各種検診付与ポイントを拡充し市民の健康増進を図りポイント制度を推進。</p> <p>② 令和4年度以降のポイント事業についての方向性を確立。</p> <p>③ 通信事業者と連携した高齢者に対するスマホ教室を開催。 <開催回数：38回、参加者数：307人></p> <p>④ ひらかたポイントを活用し高齢者のスマホデビューを支援。 <モニター数：616人、ひらかたポイント付与実績：138万2,000ポイント></p>
<p>説明</p>	<p>① 若年層へのポイント事業拡大や行政支援の早期開始を目指し、妊婦支援として2,000ポイントを新たに付与し、幅広い年代に利用してもらえるよう取り組みました。また、健康増進施策としてがん検診などの付与ポイントを拡充することで受診率の向上の後押しとしての施策を展開しました。</p> <p>② ひらかたポイント事業を市民の健康増進に資する取り組みに重点を置いた事業運営を基軸とし、市が主体となり利便性の向上などポイント事業のさらなる推進を図ることとしました。</p> <p>③ 高齢者のスマートフォンに対する不安等を解消しICT活用を促すため、大手通信事業者等と連携協定を締結し、高齢者向けのスマホ教室を公共設等で開催したほか、各店舗において高齢者らの個別相談に応じる体制を整えました。</p> <p>④ 高齢者のスマホデビューを支援するため、通信事業者の協力のもと、LINEアプリをダウンロードして市公式アカウントへの登録したうえで、ひらかたポイントアプリをダウンロードしてインターネットアンケートに回答することによりひらかたポイント2,000ポイントの付与を行いました。また、約2か月後に再度インターネットアンケートに回答することにより1,000ポイントのひらかたポイント付与を行いました。</p>

具体的な取り組み：救急医療体制の整備

本市は、医療従事者が不足していると言われる中であっても、休日や夜間の急病に対応する初期救急から高度救命救急まで充実した医療体制が整備されております。引き続きこの機能を確保するとともに、老朽化した枚方市医師会館の市立ひらかた病院整備後の有効活用地への新設移転とあわせて、その新たな医師会館内に枚方休日急病診療所、北河内夜間救急センター及び枚方休日歯科急病診療所の移転・集約を進めるとともに、隣接する二次救急医療機関である市立ひらかた病院との円滑な連携を取ります。また、大規模災害時の円滑な医療救護活動等にも資することができるよう、総合的な救急医療体制の再構築に向けた整備を行います。

<p>実績</p>	<p>① 枚方休日急病診療所、北河内こども夜間救急センター（旧北河内夜間救急センター）、枚方休日歯科急病診療所の初期救急医療機関を新医師会館内に整備・移設し、初期救急医療機関の拠点として再構築。</p>
<p>説明</p>	<p>① 枚方休日急病診療所、北河内こども夜間救急センター（旧北河内夜間救急センター）、枚方休日歯科急病診療所の移設により、初期救急医療の拠点としての再構築が完了しました。令和3年9月号の広報ひらかたに特集記事を掲載し、市民に広く周知を行いました。</p> <p>移転後の新たな医師会館は、本市の医療施策の推進、大規模災害時の円滑な医療救護活動等に資することが期待できることから、運営及び費用負担等について協議調整の上、補助金額を決定し交付手続きを行いました。</p> <p>令和4年度以降は、この拠点をもとに、安定した救急医療の実施に努めていきます。</p>

具体的な取り組み：成年後見制度の利用促進

成年後見制度について、地域連携ネットワークを構築するとともに、その中核となる「(仮称)枚方市権利擁護(成年後見)支援センター」を設置し、広報活動・相談活動・利用促進・後見人支援について具体的にネットワークの充実を図り制度利用を促進します。

また、高齢者の増加により成年後見制度の必要性がより一層高まっており、市民後見推進事業の充実を図り第三者後見人の新たな担い手として「市民後見人」の養成に取り組みます。

<p>実績</p>	<p>① 令和3年7月に、「ひらかた権利擁護成年後見センター(こうけん ひらかた)」を開設。</p> <p>② 専門職や社会福祉協議会以外で、第三者後見人の新たな担い手として、「市民後見人」の養成。</p>
<p>説明</p>	<p>① 権利擁護に係る相談窓口を集約化・明確化し関係団体間のネットワーク構築を進め、チームによる本人支援体制の整備を図るための中核機関として、7月に「ひらかた権利擁護成年後見センター(こうけん ひらかた)」を開設しました。</p>

各種専門職団体や関係機関の協力や連携強化を図ることを目的に、地域連携ネットワーク協議会を設置したほか、市民啓発講座を実施し制度の周知を図りました。また、相談支援については、センター職員による対応のほか、8月からは、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による、専門相談を実施しました。

令和4年度は、専門職による派遣事業等を行い、相談機能の強化や本人の権利擁護支援に取り組みます。

- ② 認知症、知的障害その他の精神上的障害などがあることで、財産の管理や生活上の手続き等に支障がある方たちを、社会全体で支え合う重要な手段である成年後見制度の後見人について、専門職や社会福祉協議会以外で、本人と親族関係のない後見人の新たな担い手として、「一般市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成及び育成を行いました。具体的な取り組みとして、市民後見人養成講座の開催、市民後見人の受任調整・専門相談等、市民後見人バンク登録者に対するフォローアップ研修等を実施しました。令和3年度は、本市のバンク登録者より3名が受任され、市民後見人として活躍されています。

令和4年度も、引き続き講座や研修、受任調整や専門相談等の取り組みをすすめ、市民後見人がより活躍できるよう、また必要な方に支援が行き届くよう、制度を推進していきます。